

府中市地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

府中市地域公共交通網形成計画が令和5年度で満了となり、令和6年度から5年間の計画となる府中市地域公共交通計画を策定するため、公募型プロポーザルを実施し、提案事業者の業務遂行に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

府中市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

業務については、「府中市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

※業務内容については、提案事業者の企画提案内容及び府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）との協議により、変更になる場合がある。

(3) 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

(4) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

3 予算限度額

12,000,000円

※上記の金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものであり、予定価格ではない。

4 スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりとする。

募集開始（公告）	令和5年4月 5日（水）
質問書の提出期限	令和5年4月12日（水）
質問書の回答期限（予定）	令和5年4月17日（月）
参加希望書受付期限	令和5年4月21日（金）
参加資格審査結果通知期限	令和5年4月26日（水）
企画提案書受付期限	令和5年5月 2日（火）
ヒアリング実施日（予定）	令和5年5月11日（木）
審査結果通知	令和5年5月下旬に通知する。

5 選定委員会

- (1) 「9 企画提案及びヒアリング」の審査は、協議会の委員等で組織する府中市地域公共交通計画策定支援業務業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 審査は、提出された書類及びヒアリングを加味し、総合的に評価して行うものとする。

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和5・6年度府中市測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有するものであること。
- (3) 平成25年度以降において、地方自治体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）に基づく協議会が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同様の地域公共交通に関する計画策定業務の履行実績を持つものであり、公共交通計画に関し、豊富な知識を有していること。ただし、履行実績とは策定業務の本体業務の履行実績であり、アンケート調査等の業務の一部を履行したものは含まれない。
- (4) 府中市建設業者等指名除外要綱（平成13年府中市告示第78号）の規定による指名除外を受けていないものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（但し、再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等に該当しない者であり、かつ、関係を有しないものであること。
- (8) 業務の実施にあたり、協議会事務局と連絡調整、打ち合わせ等が適切に対処できるものであること。

7 質問及び回答

実施要領等に対し、質問がある場合には質問書（様式第1号）を提出できる。

(1) 提出方法

質問書に記入の上、電子メールにファイル（ワード形式）を添付して提出することとし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「府中市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル質問書」とし、送信の旨を電話により協議会事務局（「13」担当部署参照）に連絡すること。

(2) 提出期限

令和5年4月12日（水）午後5時まで

(3) 送信先

協議会事務局 (tokei@city.fuchu.hiroshima.jp) へ電子メールで提出。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月17日(月)(予定)までに、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、府中市ホームページに質問者を非公開とした上で掲載する。

(5) その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 参加希望書等の提出

府中市地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加を希望する者は、次により参加希望書等を次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として1部提出すること。参加希望を行った者に対しては、資格審査の終了後、参加資格等に関する審査結果通知書を交付する。なお、次に記載する提出期間内に参加希望書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することは出来ない。

(1) 次に記載する書類を提出期限までに提出すること。

参加資格に関する書類

- ① 公募型プロポーザル参加希望書(様式第2号)
- ② 誓約書(様式第3号)
- ③ 業務履行実績調書(様式第4号)
- ④ 配置予定技術者の資格・業務経験調書(様式第5号)
- ⑤ 会社概要書(様式第6号)
- ⑥ 公募型プロポーザル参加資格等審査結果通知書の返送用封筒(長形3号封筒に切手(404円分)を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること。)

(2) 提出先及び提出期間

協議会事務局まで持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)すること。

令和5年4月21日(金)午後5時必着

※持参による受付は、府中市の休日を定める条例(平成元年7月1日条例第19号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格審査の結果の通知方法及び通知期限

令和5年4月26日(水)までに公募型プロポーザルに係る参加資格審査結果通知書(様式第7号)により通知する。また、通知は郵送により行うものとする。なお、参加資格がないとなった者にはその理由を記載する。

9 企画提案及びヒアリング

(1) 8 (3) の通知により、企画提案書提出者として選定された者は、企画提案書として次に掲げる書類及び添付書類を添えて提出すること。また、あわせて参考見積書(任意様式)を1部提出すること。参考見積書は予算限度額以内で、見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)を記載するとともに、企画提案内容に示された業務ごとの積算内訳が明確になるよう記載すること。

- ① 企画提案書(様式第8号) 1部
- ② 企画提案書本文 10部(うち1部はクリップ止めとする)
- ③ 業務実施体制(様式第9号) 1部
- ④ 参考見積書(内訳含む) 1部

※②及び③の書類は、業者名が判別できる表現、用紙、ロゴ等の記載をしないこと。これに反する場合は、審査対象として扱わない場合がある。

(2) 提出先及び提出期間

協議会事務局まで持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)すること。

令和5年5月2日(火)午後5時必着

※持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 特定基準

別表により審査を行う。

(4) 企画提案書の記載項目

別紙仕様書の内容を踏まえ、次の①～⑤の項目を含めて作成すること。

様式はA4判(縦・横問わない)とする。ただし、図面・資料等についてはA3判(ページ数は2枚と換算)の折り込みも可とし、文字サイズは11ポイント以上とする。総ページ数は10枚以内とする。(両面印刷は不可)

① 計画策定における着眼点

誰もが気がねなくおでかけすることができ、豊かなくらしを享受できる社会の実現に資するような「ウェルカム交通」を実現するための計画策定における着眼点を記載すること。

② 業務の実施方針

本市の現状を踏まえ、府中市地域公共交通計画に求められる役割、業務遂行上の基本姿勢等を記載すること。

③ 業務内容に関する具体的な手法及び提案

ア 各種調査、分析及び評価

本市の地域特性や地域公共交通の現状と課題などを明らかにするため、各項目における分析の視点、調査方法、検証方法等について提案すること。

イ 計画案の検討

調査分析結果に対する計画案への反映や、本市の特性や課題を踏まえた今後の地域公共交通(本市の交通のあり方)の考え方について検討すること。

④ 業務支援における基本的な考え方

計画策定において必要とされる協議会や分科会等の運営支援に関する基本的な考え方や業務支援に資する提案について具体的に記載すること。

⑤ 業務工程・スケジュール

本業務で実施しようとする各業務の工程、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

(5) ヒアリングについて

令和5年5月11日(木)(予定)にヒアリングを行う。8(3)の通知に合わせ、ヒアリングの日程を提案者に通知する。

なお、企画提案書を提出する者が多数の場合は、書類審査を行ったうえで上位5者程度を選考し、ヒアリングへの参加を求めます。

提案の説明は20分以内とし、その後20分程度で質疑を行う。提案の説明は、提出した企画提案書に記述されている提案のみで行うものとする。

① ヒアリングの出席者

ヒアリングに出席できる提案者は、パソコン等操作員を含め3名以内とし、主たる提案者は配置予定の管理技術者が行うこととする。

② 会場に用意されているもの

大型モニター及び HDMI ケーブル

③ ヒアリングの提案方法

説明には提出された企画提案書に記述されている提案のみを使用し、追加資料の配布、模型の持ち込みなどによる説明は不可とする。パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いた説明は可とする。その際、用意している大型モニターを利用することが出来る。また、ヒアリングでは、選定委員に提案者名を公開しない。説明資料への提案者名の記載や口頭での発言は出来ない。実施方法及びプロポーザル関係書類の内容に反する場合は、減点又は失格になる場合がある。

(6) 最優秀提案者等の特定方法

① 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最優秀提案者、次点のものを優秀提案者としてそれぞれ特定する。

② 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

③ 提案者が1者の場合であっても、当該1者について契約候補者としての適否を審査します。

(7) 審査結果の通知方法及び通知予定時期

令和5年5月下旬までに通知する。また、通知は郵送により行うものとし、審査の結果は、本プロポーザル終了後に、府中市ホームページに掲載する。

なお、審査結果の通知は、評価の結果を通知するものであり、業務の受注者として

決定したものではありません。

(8) 参考資料の閲覧

企画提案書の作成にあたっては、次の資料を参考としてください。

- ① 第5次府中市総合計画
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/shisei/shisaku/sougoukeikaku/4849.html>
- ② 府中市都市計画マスタープラン（平成26年改訂版）
- ③ 府中市都市計画マスタープラン（令和5年改訂版）（素案）
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kensetubu/toshidezainka/toshikeikaku/1425.html>
- ④ 府中市立地適正化計画
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kensetubu/toshidezainka/toshikeikaku/1426.html>
- ⑤ 府中市地域公共交通網形成計画
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/kokyokotsu/3841.html>
- ⑥ 第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ⑦ 第2期府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略【人口ビジョン】
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/shisei/shisaku/2069.html>
- ⑧ 府中市地域福祉計画
https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kennkofukushibu/fukushika/shisaku/fukushi_shisaku/4532.html
- ⑨ 府中市子ども・子育て支援事業計画
https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/life_scene/ninshin/2175.html
- ⑩ 府中市障害者福祉計画
https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/shisei/shisaku/fukushi_shisaku/2063.html
- ⑪ 府中市グランドデザイン
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kensetubu/toshidezainka/toshikeikaku/5400.html>
- ⑫ 府中市産業振興ビジョン
https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/shisei/shisaku/shokougyou_shisaku/4873.html
- ⑬ 府中市観光振興ビジョン
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/keizaikanko/kanko/5027.html>
- ⑭ 府中市住生活基本計画（素案）
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kensetubu/toshidezainka/>

10 業務の契約手続き

- (1) 選定委員会において特定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、提出された見積書を精査し、予算限度額の範囲内において契約締結に向けた協議を行います。ただし、本業務は国の地域公共交通計画策定事業（地域公共交通調査等事業）に対する補助金交付を受けて行うものであるため、契約手続きは交付決定後となる。
- (2) 最優秀提案者と契約締結できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行うものとする。
- (3) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と本協議会との協議により内容を変更する場合は、再度見積書を提出のうえ予算限度額の範囲内で契約を締結します。

11 失格条件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 許容された表現内容以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 提案された見積金額が予算限度額を超過している場合。
- (7) 正当な理由なくヒアリングに参加しなかった場合。
- (8) 契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合。
- (9) その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れがある場合。

12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの手続において、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類等の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、協議会から資料の追加提出を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、協議会の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。
- (6) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、協議会あてにその旨を記載した書面（自由様式）を提出すること。
- (7) 提案書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提

案者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において協議会がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。

- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者は、選定委員との間に利害関係がなく、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、選定委員に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。
- (10) 今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して本協議会は一切の責任を負わないものとします。
- (11) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとします。

13 担当部署

府中市地域公共交通活性化協議会事務局（担当：岡田、信岡）

（府中市建設部都市デザイン課）

〒726-8601

広島県府中市府川町3 1 5 番地

電話番号：0847-43-7159

E-mail：tokei@city.fuchu.hiroshima.jp

別表

特定基準表

評価項目	評価の着目点			評価の配点		
	評価内容		判断基準			
参加希望者の経験	業務実績	地域精通度	平成 25 年度以降の備後圏域及び広島県内における同種業務実績の有無。	①備後圏域での実績がある。	5	5
				②広島県内での実績がある。	4	
				③上記以外。	3	
	専門力	管理技術者	平成 25 年度以降の同種又は類似業務の実績の有無	①平成 25 年度以降に同種業務の実績がある。	5	5
				②平成 25 年度以降に類似業務の実績がある。	3	
	担当技術者	平成 25 年度以降の同種又は類似業務の実績の有無	①平成 25 年度以降に同種業務の実績がある。	5	5	
②平成 25 年度以降に類似業務の実績がある。			3			

※「同種業務」とは、法に基づく「地域公共交通計画」の策定に係る業務。

※「類似業務」とは、法に基づく「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通利便増進実施計画」等の策定に係る業務。

評価項目	評価の着目点		評価の配点	
	評価内容	判断基準		
実施方針・業務フロー・工程管理	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5	20
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
	その他	業務に関する知識、有益な提案、重要事項の指摘がある場合に評価する。なお、業務の目的が理解されておらず、業務フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	5	
企画提案の内容の評価	企画提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> 着眼点、問題点、解決方法等が論理的に整理されている場合に優位に評価する。 地域特性等の条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 	15	55
	企画提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容を裏付ける類似実績などが明示される場合に優位に評価する。 利用しようとしている専門技術や知見、資料等が適切な場合に優位に評価する。 	15	

	企画提案内容の独創性	本市の現状、課題等を的確に捉え、専門的知見に基づく新しい提案や、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	10	
	他分野との連携	本市の他分野（立地適正化、中心市街地活性化、防災対策、観光振興等）との連動性のある提案がある場合に評価する。	5	
	ヒアリング	企画提案内容の説明が適切かつ明確な場合に優位に評価する。	5	
	業務に対する取組姿勢	市民や利用者等への説得力や業務への意欲、積極性などの取組姿勢が高い場合に優位に評価する。	5	
参考見積	見積価格	点数＝最低見積金額／当該見積金額×10 (小数点以下切り捨て) ※最高点10点	10	10
合 計			100	

※課題に対しての審査は、提案の結論を評価するものではなく、企画・考え方・プロセス等を評価することとしています。